爱知県公報

発行/愛知県 編集/総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

条 例

○手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーショ	第48号	(障害福祉課)	2
ン手段の利用の促進に関する条例			
○県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則の一部を	第49号	(職員厚生課)	6
改正する条例			
○愛知県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例	第50号	(医療福祉計画課)	7
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第51号	(高齢福祉課)	7
○愛知県障害者施策審議会条例の一部を改正する条例	第52号	(障害福祉課)	10
○愛知県建築基準条例の一部を改正する条例	第53号	(建築指導課)	10
○愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条	第54号	(病院事業庁管理課)	11
例			
○愛知県立学校条例の一部を改正する条例	第55号	(財務施設課)	11
○愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条	第56号(保健体育スポーツ課)	11
例			
○愛知県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例	第57号	(警務課)	12

本号で公布された条例のあらまし

◇手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(条例第48号)

- 1 前文を設け、この条例の趣旨を明らかにすることとした。
- 2 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、及び安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとした。
- 3 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定めることとした。
- 4 県の責務、県民及び事業者の役割並びに学校等の設置者の取組について定めることとした。
- 5 愛知県障害者計画において、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の 促進に関する施策についての基本的な方針等について定めることとした。
- 6 知事は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を 推進するために必要な専門的事項について、愛知県障害者施策審議会の意見を聴くこととした。
- 7 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する次の基本的な施策について定めることとした。
 - (1) 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する啓発等
 - (2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した意思疎通を支援する者を確保するための人材の養成等



- (3) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した県政に関する情報の発信及び災害その他非常の事態の場合における連絡体制の整備
- (4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する活動を行う事業者に対する協力
- (5) 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する調査の実施
- 8 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則の一部を改正する条例(条例第49号)

- 1 通算退隠料及び通算扶助料の年額に係る端数処理の方法を変更することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することとした。

◇愛知県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例(条例第50号)

- 1 愛知県社会福祉審議会に精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例(条例第51号)

- 1 新たに指定居宅サービス事業者指定申請手数料始め10手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇愛知県障害者施策審議会条例の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 愛知県障害者施策審議会に専門委員及び専門部会を置くことができることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県建築基準条例の一部を改正する条例(条例第53号)

- 1 大規模な自動車車庫の構造の基準を緩和することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第54号)

- 1 あいち小児保健医療総合センターの診療科目に周産期内科、新生児内科及び産科を追加することとした。
- 2 この条例は、平成28年11月1日から施行することとした。

◇愛知県立学校条例の一部を改正する条例(条例第55号)

- 1 愛知県立城北つばさ高等学校を設置することとした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例(条例第56号)

- 1 愛知県スポーツ会館のウエルネスルームのロッカー等の使用料の額を定めることとした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇愛知県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例(条例第57号)

- 1 警務部の分掌事務に国外犯罪被害弔慰金等に関することを追加することとした。
- 2 この条例は、平成28年11月30日から施行することとした。

条 例

ことに公布する。手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を

平成二十八年十月十八日

愛知県知事 大 村 秀 章

平成28年10月18日	火曜日	愛知県公報	第3326号
T 11X ZO + 10 / 10 / 10 / 10	77 14 11	夕 川 宗 厶 耿	タニ コンパリア

則(以下「攻正後の退還科等支給規則」という。)の規定及び次頃の規定は、平成二十八年四月

- 一日(以下「適用日」という。)から適用する。 2 改正前の県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則(以下「改正前の退隠料等支給規 則」という。)の規定によって算出して得た通算退隠料又は通算扶助料(以下「通算退隠料等」
- という。)の年額が改正後の退還料等支給規則の規定によって算出して得た通算退還料等の年額 よりも多い場合の適用日の属する月分からこの条例の施行の日の属する月分までの通算退還料 等の年額は、改正後の退霭料等支給規則の規定にかかわらず、改正前の退霭料等支給規則の規 定によって算出して得た通算退隠料等の年額とする。
- s

 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の退隠料等支給規則の規定に基づい て支給された通算退還料等は、改正後の退還料等支給規則の規定に基づいて支給された通算退

寝料等の内払とみなす。

愛知県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県条例第五十号

愛知県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

愛知県社会福祉審議会条例(平成十二年愛知県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「児童福祉」の下に「及び精神障害者福祉」を加える。

温等

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県条例第五十一号

愛知県手数料条例の一部を改正する条例

愛知県手数料条例(平成十二年愛知県条例第二十号)の一部を次のように改正する。 別表第五介護老人保健施設開設許可事務の頃を削り、同表介護支援専門員証交付等事務の頃の

次に次の一項を加える。

	定申請手数料ビス事業者指指定居宅サー		一件につき	1110′000
--	--------------------	--	-------	----------

等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十一条の規定によりなお効力を有す予防サービス(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備サービスの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる同法第八条の二第一項に規定する介護宅サービス」という。)に係る事業者の指定の申請をする者が、当該居宅サービスと当該居宅の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第一項に規定する居宅サービス(以下「居相定居宅サービス事業者指定等事務の項に規定する手数料について、次の表の上欄に掲げ

第一号及び第二号として次の二号を加える。別表第五備考中第八号を第十号とし、第一号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同表備考に

	十成20年10月10日	八唯口 2	夏 和 宗 石 報 ———————————————————————————————————	弗3320亏 ————————————————————————————————————
務者し指 指で定 定ス居 等事名 事業サ	数料定更新申請手ど入事業者指指定居宅サー		一件につき	10'000
	定申請手数料支援事業者指指定居宅介護		一件につき	1110′000
	数料定更新申請于交援事業者指法居定任人護		一件につき	10'000
	申請手数料福祉施設指定指定介護老人		一件につき	国出, 000
	料 更新申請手数 福祉施設指定 指定介護老人		一件につき	10'000
	申請手数料施設開設許可介護老人保健		一件につき	代力、○○○
	申請手数料施設変更許可介護老人保健		一件につき	11114, 000
	科 風海中龍牛数 超設開設許可 介護名人保健		一件につき	10′000
	数幹者指定申請手サービス事業指定介護予防		一件につき	1110′000
	請手数料者指定更新申サービス事業指定介護予防		一件につき	10′000
	数单位更新申請于型医療施設指指定介護療養		一件につき	10'000

火曜日

平成28年10月18日

爱知県公報

第3326号

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三三

号)」 を削る。

別表第十二介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の項中「(平成九年法律第百二十三合において、同号中「指定の」とあるのは、「指定の更新の」と読み替えるものとする。二前号の規定は、居宅サービスに係る事業者の指定の更新の申請について準用する。この場

介護予防訪問介護
介護予防訪問入浴介護
介護予防訪問看護
介護予防訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導
介護予防運所介護
介護予防運所リハビリテーション
介護予防短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護
介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防福祉用具貸与
特定介護予防福祉用具販売

とする。 定の申請に係る手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄の規定にかかわらず、零円係る事業者の指定の申請を同時にする場合における当該介護予防サービスに係る事業者の指合む。以下同じ。)とを同一の事業所において一体的に行うために、当該介護予防サービスに改正前の介護保険法第八条の二第一項に規定する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護をることとされた同法第五条の規定(同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による

愛知県障害者施策審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。